

びわ湖マラソン 2026 仮設トイレ等設置業務にかかる一般競争入札の執行について（公告）

びわ湖マラソン大会実行委員会では、びわ湖マラソン 2026 仮設トイレ等設置業務にかかる一般競争入札を行います。

令和 7 年 11 月 20 日
びわ湖マラソン大会実行委員会
会長 三日月大造

1. 入札に付する事項

- (1) 入札件名： びわ湖マラソン 2026 仮設トイレ等設置業務
- (2) 契約の内容等： 別添仕様書および契約書(案)による。
- (3) 契約期間： 契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2. 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 本業務の履行能力があること。

3. 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所および問い合わせ先

びわ湖マラソン大会実行委員会事務局

〒520-8577 滋賀県大津市京町 4-1-1（滋賀県文化スポーツ部スポーツ課内）

TEL:077-528-3364 電子メール:biwakomarathon@pref.shiga.lg.jp

- (2) 契約条項を示す期間

令和 7 年 11 月 20 日(木曜日) から令和 7 年 12 月 8 日（月曜日）まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。) の 9 時から 16 時まで

- (3) 仕様書および入札書等の交付方法

添付のファイルからダウンロードすること。(郵送等による交付は実施していない。)

- (4) 入札説明会の日時および場所

入札説明会は行わない。

- (5) 入札書の受領期限

令和 7 年 12 月 8 日(月曜日)17 時まで

- (6) 開札の日時および場所

令和 7 年 12 月 9 日（火曜日） 9 時 滋賀県文化スポーツ部スポーツ課会議室

4. 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則の規定によるものとする。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、3.(1)に示す場所に、3.(5)の入札書受領期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、封筒の表に「入札書」と朱書し、件名を併記しなければならない。また、郵送により提出する場合は、書留郵便(一般書留、簡易書留)で送付しなければならない。

5. 質問および回答の方法等

(1) 質問方法

質問票(様式は任意)に質問内容を記載し、紙文書または電子メールにより、3.(1)に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2) 質問期限

令和 7 年 12 月 1 日(月曜日) 16 時まで

(3) 回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールまたは FAX で回答するとともに、周知が必要と判断する質問事項および回答は下記のびわ湖マラソン大会ホームページに掲載する。

<https://www.biwako-marathon.com>

6. 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

7. 契約書作成の要否

要

8. 郵便等(持参を含む。)による入札の可否

可

郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から(再度の入札以降は前回入札の開札日から)入札書受領期限までの日付を記入すること。

9. 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第 199 条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請等を行った者のした入札

10. 落札者の決定方法

この公示に示した契約を履行することができるとびわ湖マラソン大会実行委員会が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって

有効な入札を行ったものを落札者とする。

11. 契約手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨

12. その他必要事項

- (1) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札書提出前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の入札書には委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所、氏名を記入し同じ印を押印すること。
- (2) 予定価格の制限の範囲内に入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。
- (3) 同価の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (4) 一度提出した入札書は書換え、引換え、または撤回をすることはできない。
- (5) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (6) 入札参加停止措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (7) 鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札は無効とする。
- (8) 入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用については、すべて当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (9) その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。